

五島市港湾整備事業経営戦略



令和3年3月

【 目 次 】

1. 事業概要	2
(1) 事業形態	
(2) 使用料形態	
(3) 現在の経営状況	
2. 将来の事業環境	5
(1) 取扱貨物量等の見通し	
(2) 使用料収入の見通し	
(3) 施設の見通し	
(4) 組織の見通し	
3. 経営の基本方針	6
4. 投資・財政計画（収支計画）	7
(1) 投資・財政計画（収支計画）	
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	
① 収支計画のうち投資についての説明	
② 収支計画のうち財源についての説明	
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	
(3) 今後の投資についての考え方・検討状況	
(4) 今後の財源についての考え方・検討状況	
(5) 投資以外の経費についての検討状況等	
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	13

五島市港湾整備事業経営戦略

団 体 名 : 長崎県五島市

事 業 名 : 五島市港湾整備事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年 度 ~ 令和 12 年 度 (10 年 間)

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適（全部適用） 非適の区分	非 適	事業開始年度	平成 16 年度
職員数	0 人	港湾区分 (重要港湾等)	地方港湾
民間活用の状況	ア 民間委託	該当施設なし	
	イ 指定管理制度	該当施設なし	
	ウ PPP・PFI	該当施設なし	

(2) 使用料形態

使用料体系の概要・考え方		<p>事業の自主財源は、ターミナルビル使用料及び上屋倉庫使用料のみに限られています。独立採算による健全経営を目的とした料金改定の実施については、大幅な増額改定となり、使用者に大きな負担を強いることになるため、料金改定等は予定していません。</p> <p>現在、収支に係る不足分は、一般会計からの繰入金で補てんしている状況です。</p>						
施設区分		現行(a)	前回(b)	改定率	前々回(c)	改定率		
使用料区分		R1年改正	施行年(H16年)	(a/b)%	年改正	(b/c)%		
奈留ターミナルビル使用料	船舶旅客取扱業者がその業務を行うための利用	11,000	10,500	105%	—	—		
	売店を行うための利用	11,000	10,500	105%	—	—		
	食堂を行うための利用	11,000	10,500	105%	—	—		
	手小荷物預り業を行うための利用	11,000	10,500	105%	—	—		
	広告等のための壁面の利用	4,950	4,725	105%	—	—		
	事業を行う者の事務所としての利用	14,300	13,650	105%	—	—		
	上記以外の目的のための利用	14,300	13,650	105%	—	—		
	船舶旅客取扱業者がその業務を行うための利用	9,900	9,450	105%	—	—		
	売店を行うための利用	9,900	9,450	105%	—	—		
	食堂を行うための利用	9,900	9,450	105%	—	—		
	手小荷物預り業を行うための利用	9,900	9,450	105%	—	—		
	広告等のための壁面の利用	4,400	4,200	105%	—	—		
	事業を行う者の事務所としての利用	14,300	13,650	105%	—	—		
	上記以外の目的のための利用	14,300	13,650	105%	—	—		
泊上屋倉庫使用料	一般使用料	15日以内	1日1㎡につき	5	5	100%	—	—
		16日以上	7	7	100%	—	—	
	占有使用料	1月1㎡につき	164	H26年改正 161	102%	H16年施行 157	103%	
浦上屋倉庫使用料	一般使用料	15日以内	1日1㎡につき	5	5	100%	—	—
		16日以上	7	7	100%	—	—	
	占有使用料	1月1㎡につき	110	H26改正 108	102%	H16年施行 105	103%	

(3) 現在の経営状況

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
年間取扱貨物量 ※過去 3 年度分を記載	20,700	トン	17,555	トン	15,257	トン
年間船舶乗降旅客数 ※過去 3 年度分を記載	124,082	人	124,366	人	135,720	人
年間使用料収入額 (税 込 み) ※過去 3 年度分を記載	2,032,962	円	2,069,712	円	2,147,067	円
収益的収支比率 ※過去 3 年度分を記載	27.90	%	28.40	%	29.15	%
経費回収率 ※過去 3 年度分を記載	10.80	%	10.70	%	10.61	%
他会計補助金比率 ※過去 3 年度分を記載	89.23	%	89.30	%	89.39	%

奈留ターミナルビル及び上屋倉庫は、五島市の奈留島（二次離島）の相の浦港にあり、一市五町が合併した平成 16 年度に供用開始している施設です。奈留島における唯一の定期航路等の発着港に建設され、物流及び旅客の拠点として必要不可欠な施設です。

現在、相の浦港に入港する定期航路事業者数は 4 事業者であり、そのうち 3 事業者がターミナルビル内に事務所を設置しています。

ターミナルビル利用者数は、江上天主堂（奈留島の江上集落）の世界遺産登録に伴い増加傾向にあり、令和元年度の乗降旅客数は 135,720 人でした。しかし、令和 2 年度は、コロナ渦の影響により減少することが予測されています。

上屋倉庫の利用については、全ての施設を 4 事業者に貸付けている状況です。令和元年度取扱貨物量は、15,257 トンで毎年変動しています。

奈留ターミナルビル及び上屋倉庫は、供用開始から 16 年を経過しているため、今後、施設の経年劣化に伴う維持費など負担増加が予測されますが、奈留島における唯一の旅客・流通拠点となる施設であるため、現状を維持しながら事業を継続していく必要があります。

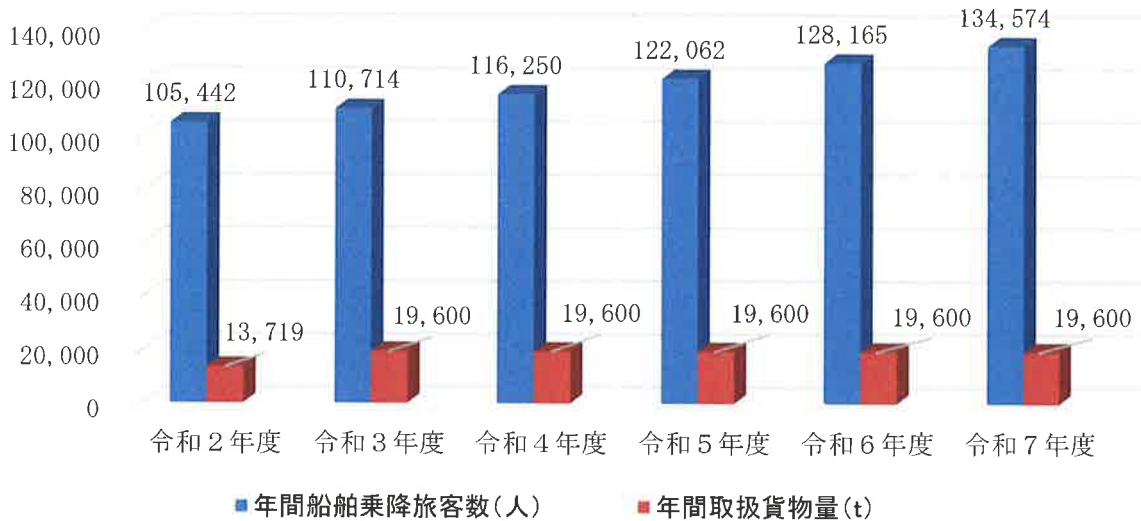
本来であれば、受益者負担の原則に基づき、独立採算による健全経営を維持しなければなりません。使用料のみで事業運営を行った場合、使用料が高額となり、利用者へ過大な負担を強いることになるため、収支の不足分については、一般会計からの繰入金で補てんしている状況です。

2. 将来の事業環境

(1) 年間船舶乗降旅客数と取扱貨物量の見通し

年間船舶乗降旅客数については、令和2年度はコロナ渦の影響により、前年比減が予測されますが、その後緩やかに増加するものと見込んでいます。取扱貨物量については、年によって増減を繰り返しており、詳細な予測が困難であるため、過去の実績から平均値を求め、同値前後で推移していくものと予測します。

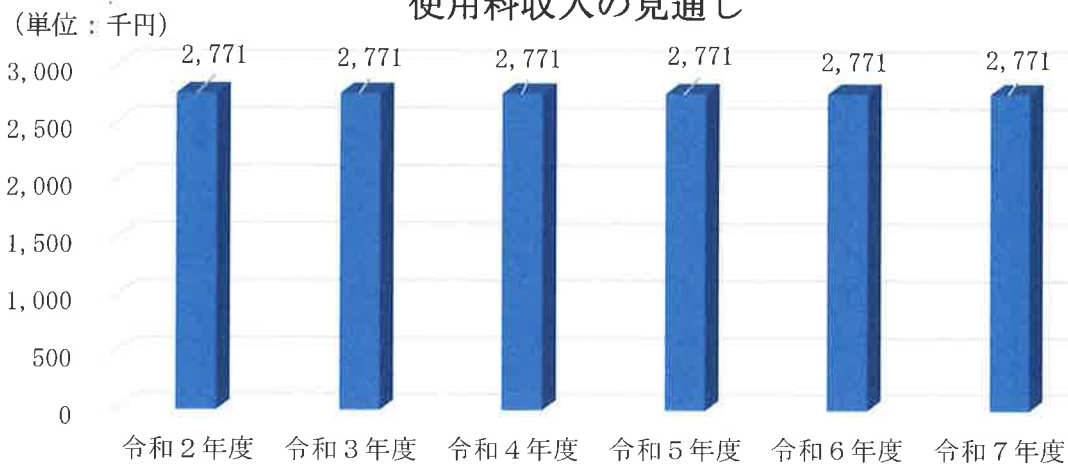
年間船舶乗降旅客数と取扱貨物量の見通し



(2) 使用料収入の見通し

使用料については、ターミナルビルに入居中の各事業所からのテナント使用料と上屋倉庫使用料のみのため、過去の実績と比較し大幅な変動はないと予測されます。そのため、直近の実績（令和元年度）と同程度の横ばいで推移する見通しです。

使用料収入の見通し



(3) 施設の見直し

奈留ターミナルビル及び上屋倉庫は、法定耐用年数は50年で、施設建設から16年経過していますが、今計画中の更新や大規模改修の計画はなく、特に懸案となっていません。

また、五島市公共施設等総合管理計画において、継続施設と位置付けられており、縮小・廃止についても予定はありません。

(4) 組織の見直し

奈留ターミナルビル内に専任の職員は配置せず、五島市奈留支所職員1名が兼務することで、施設の修繕、消耗品の補充等の維持管理を行っています。また、清掃や施設の開閉業務等については、毎年、ターミナルビル入居者で構成される「奈留ターミナル入居者協議会」へ委託を行っています。

今後も同協議会と連携しながら施設の運営及び維持管理を行います。現在のところ、組織の見直しの計画はありません。

3. 経営の基本方針

奈留ターミナルビル及び上屋倉庫は、五島市の奈留島（二次離島）の相の浦港にあり、一市五町が合併した平成16年度に供用開始している施設です。奈留島における唯一の定期航路等の発着港に建設され、物流及び旅客の拠点として必要不可欠な施設です。

社会情勢を的確に捉え、持続、安心・安全、強靱の観点に留意しつつ、事業に取り組むことを経営の基本方針とします。

【持続】

収支の不足分を一般会計からの繰入金で補っている状況です。徹底した支出の抑制を図るとともに、受益者負担の原則に基づき、独立採算による健全経営のための適正な使用料のあり方を検討します。

【安心・安全】

奈留島唯一の定期航路等の発着港に有します。島を訪れる旅客に対し、島の入口としての的確な情報を発信するなど、安心・安全を提供できる施設を目指します。

【強靱】

五島市公共施設総合管理計画にある施設です。維持管理については、「奈留ターミナル入居者協議会」と連携し、災害時には、公共施設として、五島市災害対策を支援できる体制を確立します。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	R3 年度		
			(決算)	(決算)				
収益的 収 入	収益的 収 入	1 総収益 (A)	7,227	7,613	6,834	6,598		
		(1) 営業収益 (B)	2,723	2,771	2,873	2,873		
		ア 料金収入	2,070	2,147	2,186	2,186		
		イ 受託工事収益 (C)	0	0	0	0		
		ウ その他	653	624	687	687		
		(2) 営業外収益	4,504	4,842	3,961	3,725		
		ア 他会計繰入金	4,504	4,842	3,961	3,725		
		イ その他	0	0	0	0		
	収益的 収 支	収益的 支 出	2 総費用 (D)	7,227	7,613	6,834	6,598	
			(1) 営業費用	5,541	6,213	5,733	5,783	
			ア 職員給与費	0	0	0	0	
			うち退職手当	0	0	0	0	
			イ その他	5,541	6,213	5,733	5,783	
			(2) 営業外収益	1,686	1,400	1,101	815	
			ア 支払利息	1,686	1,400	1,101	815	
うち一時借入金利息	0	0	0	0				
イ その他	0	0	0	0				
3 収支差引 (A)-(D) (E)		0	0	0	0			
資本的 収 入	資本的 収 入	1 資本的収入 (F)	18,222	18,508	18,798	19,093		
		(1) 地方債	0	0	0	0		
		うち資本費平準化債	0	0	0	0		
		(2) 他会計補助金	18,222	18,508	18,798	19,093		
		(3) 他会計借入金	0	0	0	0		
		(4) その他	0	0	0	0		
	資本的 収 支	資本的 支 出	2 資本的支出 (G)	18,222	18,508	18,798	19,093	
			(1) 建設改良費	0	0	0	0	
			うち職員給与費	0	0	0	0	
			(2) 地方債償還金 (H)	18,222	18,508	18,798	19,093	
			(3) 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	
			(4) その他	0	0	0	0	
			3 収支差引 (F)-(G) (I)		0	0	0	0

(単位：千円、%)

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
6,376	6,231	6,084	5,983	6,033	6,083	6,133	6,183	6,233
2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873
2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186
0	0	0	0	0	0	0	0	0
687	687	687	687	687	687	687	687	687
3,503	3,358	3,211	3,110	3,160	3,210	3,260	3,310	3,360
3,503	3,358	3,211	3,110	3,160	3,210	3,260	3,310	3,360
0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,376	6,231	6,084	5,983	6,033	6,083	6,133	6,183	6,233
5,833	5,883	5,933	5,983	6,033	6,083	6,133	6,183	6,233
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,833	5,883	5,933	5,983	6,033	6,083	6,133	6,183	6,233
543	348	151	0	0	0	0	0	0
543	348	151	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
12,112	12,307	12,504	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
12,112	12,307	12,504	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
12,112	12,307	12,504	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
12,112	12,307	12,504	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0

投資・財政計画（収支計画） つづき

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3 年度
収支再差引	(E)+(I)	(J)	0	0	0	0
積立金		(K)	0	0	0	0
前年度からの繰越金		(L)	0	0	0	0
前年度繰上充用金		(M)	0	0	0	0
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)	0	0	0	0
実質収支 (N)-(O)	黒字	(P)	0	0	0	0
	赤字	(Q)	0	0	0	0
赤字比率	((Q)/(B)-(C))*100		0	0	0	0
収益的収支比率	((A)/(D)+(H))*100		28.40	29.15	26.66	25.68
地方財政法施行令第16条第1項により 算出した資金の不足額		(R)	0	0	0	0
営業収益-受託工事収益	(B)-(C)	(S)	2,723	2,771	2,873	2,873
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S))*100		0	0	0	0
健全化法施行令第16条により 算定した資金の不足額		(T)	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額		(U)	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により 算定した事業の規模		(V)	2,681	2,723	2,771	2,873
健全化法第22条により 算定した資金不足比率	((T)/(V))*100		0	0	0	0
他会計借入金残高		(W)	0	0	0	0
地方債残高		(X)	93,322	74,814	56,016	36,924

○ 他会計繰入金

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3 年度
収益的収支分			4,504	4,842	3,961	3,725
	うち基準内繰入金		740	612	481	349
	うち基準外繰入金		3,764	4,230	3,480	3,376
資本的収支分			18,222	18,508	18,798	19,093
	うち基準内繰入金		8,206	8,334	8,464	8,597
	うち基準外繰入金		10,016	10,174	10,334	10,496
合 計			22,726	23,350	22,759	22,818

(単位：千円、%)

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
34.49	33.61	32.73	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,812	12,505	0	0	0	0	0	0	0

(単位：千円)

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
3,503	3,358	3,211	3,110	3,160	3,210	3,260	3,310	3,360
228	147	63	0	0	0	0	0	0
3,275	3,211	3,148	3,110	3,160	3,210	3,260	3,310	3,360
12,112	12,307	12,504	0	0	0	0	0	0
5,092	5,173	5,257	0	0	0	0	0	0
7,020	7,134	7,247	0	0	0	0	0	0
15,615	15,665	15,715	3,110	3,160	3,210	3,260	3,310	3,360

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

● 収支計画のうち投資についての説明

- ① 投資の目標に関する事項
該当事業・施設なし
 - ② 投資の平準化に関する事項
該当事業・施設なし
 - ③ 施設等の統合・縮小・廃止に関する事項
該当事業・施設なし
 - ④ 防災・安全対策に関する事項
該当事業・施設なし
 - ⑤ 民間の活力の活用に関する事項（PPP・PFI など）
該当事業・施設なし
- ※ 本計画中の投資的事業は、予定していません。

● 収支計画のうち財源についての説明

- ① 財源の目標に関する事項
令和6年度に地方債の償還が終了する見込みであり、一般会計からの繰入金額は減額されます。独立採算による健全経営に向けて検討を始めます。
- ② 使用料形態に関する事項
当面は現状維持とします。しかし、独立採算による健全経営を目指すことから、一般会計からの繰入金と併せ、使用料形態のあり方を検討します。
- ③ 取扱貨物量に関する事項
相の浦港の取扱貨物量は年によって増減を繰り返しています。全ての上屋倉庫を船舶事業者等が使用しており、確実に、定期的な使用料収入が見込まれます。
- ④ 船舶乗降旅客数に関する事項
相の浦港の乗降旅客数は近年増加傾向にあります。奈留島唯一の旅客・流通拠点であるため、当面、維持管理に係る収支の不足分については、一般会計からの繰入金を見込んでいます。
- ⑤ 繰入金に関する事項
現在の使用料収入のみでは、地方債償還金を負担できる状況でないため、一般会計からの繰入金を見込んでいます。
- ⑥ 資産の有効活用に関する事項
船舶乗降旅客数は近年増加傾向にあり、今後も奈留ターミナルビルは必要不可欠な施設として維持管理を行い、有効活用します。

● 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ① 民間の活力の活用に関する事項（指定管理者制度、PPP/PFI など）
- ターミナルビル内に島内NPO法人による観光案内サービス等インフォメーション業務を委託により実施しています。
 - 施設内に事務所等を置く船舶旅客取扱業者等で構成する「奈留ターミナルビル入居者協議会」に、施設清掃及び開錠等の施設管理業務を委託しています。
- ② 職員給与費に関する事項
- 専任職員は配置せず、五島市奈留支所職員の兼務により業務を行うため、職員給与等の人件費は発生しません。
- ③ 委託料に関する事項
- 港湾整備事業特別会計以外の予算による観光案内サービス等インフォメーション業務を委託しています。
 - 施設の安定した維持の為、施設内設備の保守点検業務委託の他、ターミナルビル内の清掃及び施錠等の管理を委託しており、機器の故障等、問題が発生した場合は迅速に対応できる連絡体制を構築しています。

(3) 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	該当事業・施設なし
投資の平準化	該当事業・施設なし
その他の取組	投資的経費に掛かる費用は、地方債の償還金のみです。令和6年度に償還は完了します。

(4) 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	独立採算による健全経営を維持しなければなりません。使用料のみで事業運営を行った場合、使用料が高額となり、利用者へ過大な負担を強いることになるため、収支の不足分については、一般会計からの繰入金で補っている状況です。地方債償還終了後は、使用料の適正化に取組み、料金改定を検討します。
企業債（地方債）	該当なし
繰入金	港湾整備事業特別会計の収支の不足額については、一般会計からの繰入金を見込んでいます。

資産の有効活用等による収入増加の取組	施設の規模拡大等を計画していないことから、今後も同様の資産活用とします。
その他の取組	令和6年度に地方債の償還が終了します。港湾整備事業特別会計の予算規模が小さくなり、施設の維持管理費については修繕、光熱、消耗品費等のみとなります。一般会計からの繰入金額も少額となる見込みです。

(5) 投資以外の経費について検討状況等

委託料	今後も清掃業務等の管理委託及びインフォメーション業務に係る委託料を見込みます。
管理運営費	今後も上記委託料及び修繕費等を見込みます。
職員給与費	今後も専任職員は配置せず、奈留支所職員の兼務により業務に当たるため、職員給与等の人件費は発生しません。
その他の取組	徹底した支出の抑制を図ります。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>経営戦略は、令和3年度から令和12年度までの10年計画ですが、計画の基礎となる数値は策定時点で想定される要因を基に予測したもので、今後の社会情勢などによって大きく変化する可能性があります。</p> <p>このことから、まずは、地方債償還が終了する令和6年度を機会に施策の見直しや経営戦略の改定を検討しますが、社会情勢などの変化、効果の検証等を踏まえ、必要に応じて見直します。</p>
---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

五島市港湾整備事業経営戦略

発行：五島市奈留支所

〒853-2292

長崎県五島市奈留町浦 1818 番地 1

Tel : 0959-64-3111

Fax : 0959-64-4181

五島市管理課

〒853-8501

長崎県五島市福江町 1 番 1 号

Tel : 0959-72-6371

Fax : 0959-74-1994